

つくば中央リトルシニア チーム規約

第1章 総則

- 第1条（名称） 当団体の名称はつくば中央リトルシニア（「以下当チーム」）と称する。
第2条（運営および事務所） 当チームは一般社団法人つくばベースボールクラブが運営する。
その事務所を事務局長自宅に置く。

第2章 目的及び事業

- 第3条（目的） 地元地域の野球に一生懸命に取り組む中学生に対し、硬式野球を正しく指導し、体力、技術、精神力の向上を図り、また団体スポーツである野球を通じ、協調性、思いやりの心を身につけ、規律を重んじる自立した明朗な社会人となる素養を養い、次世代を担う人材の健全育成を図ることを目的とする。

チーム理念

- ① 地域との共存
地域に根ざした、地域から愛されるクラブチームを目指します。地域住民の方々の協力や家族の協力があることへの感謝の気持ちを大切に、クラブ活動に取り組めます。また、クラブの活動の一環として地域貢献活動を定期的に行い、地域スポーツ文化の発展に貢献します。
- ② 教育・人格形成
次世代を担う青少年の健全育成を日々の活動を通じて図ります。
主体性・責任感・協調性・忍耐力・思いやりの5項目を軸とした規律あるチーム作りに努め、選手は在籍する期間に人として生きていく上での大切なスキルを身に付け、人格の形成を図ります。
- ③ 体力向上および野球技術の習得
中学生年代で必要な技術および戦術・体力・精神面のレベルアップを目指します。将来の飛躍につながる基礎作りを行うとともに、普段の生活においても模範になる選手になれるよう日々指導を行います。

- 第4条（事業） 当チームは目的達成のため、下記の事業を行う。

- ① 練習および他のチームとの練習試合
- ② 地元への地域貢献活動
- ③ その他目的達成に必要と認められる活動
- ④ 連盟主催の大会への参加

第3章 組織

- 第5条（組織） 本会は前条の目的および事業の趣旨に賛同する中学生をもって組織する。
第6条（選手） 選手は野球を愛好し、心身を鍛錬しようとする小学6年生および中学生を対象とする。
第7条（役員） 当チームは運営を円滑に行い、目的達成のために次の役員を置く。

- ① 会長 1名
 - ② 副会長 若干名
 - ③ 事務局長
- 2 役員会の承認を得て本会に顧問等をおくことができる。

- 第8条（事務局） 本会に事務局を置く

- ① 総務 若干名
- ② 会計 1名
- ③ 監査役 2名

- 第9条（指導者） 本会に次の指導者を置く

- 監督(1名)
ヘッドコーチ(1名)
コーチ(若干名)
マネージャー(若干名)

- 第10条（役員および指導者の任務）

- ① 会長は当チームを総括し、本部役員会議を組織し、重要事項の審議決定を執行する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその責務を代行する。
- ③ 事務局長は対外的な渉外活動、当チーム内の事務運営の総括を行う。
- ④ 会計は本会すべての出納を一般社団法人つくばベースボールクラブ会計として処理する。
- ⑤ 監査役は一般社団法人つくばベースボールクラブの会計業務の監査し、当チームの監査を兼ねるものとする。
- ⑥ 審判部長は所属連盟の指示に基づき、各種大会の審判業務にあたる。

第11条（役員を選出）

- ① 役員は役員会において選出し、会長が承認する。

第12条（役員の任期）

- ① 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし欠員により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
- ② 役員は任期中に本チームの名誉を毀損するような行動及び本チームの目的に反する行動など、不健全な社会人とみなされた場合、会長判断にて任を解く。

第13条（指導者の選任）

指導者（コーチ、マネージャー）の選任は監督が行う。

第14条（指導者の任期）

指導者の任期は定めない。

第15条（入会）

本会に入会希望のものは、次の事項を遵守するとともに別に定めた手続きを経て、役員会で審査、承認を得なければならない。

- ① 会員は中学1年生から中学3年生までの少年に限る。但し、小学生6年生であっても練習生として入会できる。
- ② 本会の事業・目的に賛同できる、上記資格者。
- ③ 当チームに入会を希望する者は、保護者の承認を得て、所定の手続きにより自分の意志で申込みを行う。
- ④ 野球活動はもとより、学校および私生活において規律を守る。
- ⑤ 入部申込みは随時受け付けており、誓約書の提出を義務づける。

2（移籍）

移籍に関しては、連盟規約に準じ、下記事由を除き認めない。

- ① 住所移転その他やむをえない事由で移籍する場合
- ② 他の連盟またはリーグに移籍する場合

前項事由で移籍を希望する場合は、会員が監督に申告しなければならない。申告を受理次第、役員会で協議の上可否を決定する。

第16条（退会）

- ① 退会は会員の申し出により認める。その場合は退会届を提出すること。
- ② 会員としてふさわしくない行動をとったり、規約違反を起こした場合、役員会の決議により退会させることができる。
- ③ 保護者が本協会規約に違反、チーム運営上不適当な行為を行った場合、その保護者に対し、警告、謹慎、退会させることができる。

第4章 安全管理と責任

第17条（安全管理）

監督およびコーチは、選手の健康、安全管理について常に留意し、活動中に事故がないように防止策をとる。

第18条（保険）

会員は本会の指定するスポーツ安全保険に加入しなければならない。

第19条（チームの責任の範囲及び賠償等）

活動中において、構成員に事故または第三者に損害を与えた場合、その賠償金等の支払いはスポーツ損害保険の補償額の支払いのみとし、チームに対し、要求することは出来ない。

第5章 会計

第20条（会計）

チームの会計は、会費、その他の収入によって支弁する。

第21条（会費）

1 チームの会費は次のとおりとし、別途定めた方法で会計に納入する。

- ① 入会金 10,000円
- ② 月会費 月額13,000円
兄弟がいる場合につき、2人目の会費は半額とする。会費はチームが指定した方法により集金する。また、納入された入会金・会費は返金しない。但し、役員会で返金を認めた場合は返金することができる。
- ③ 年会費 10,000円/年

2 遠征費は別で集金し、必要に応じ、臨時に集金することが出来るものとする。
新会員の会費等は、入会月からとする。
入会金・年会費・年会費は入会月に支払うものとする。

第6章 雑則

第22条（保護者遵守事項）

会員の保護者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- ① 本会理念及び目的、方針を理解し、会員を平等、公正無私の立場で応援すること
- ② 指導者の指導方法、試合の戦略及び会員の起用方法ならびに、指導現場に関する一切に対する批判を厳に慎むこと。
- ③ 如何なるときもグラウンドやベンチへの立ち入り、またベンチ外からの指導および試合の戦略に関する内容で会員への指導や指示を厳に慎むこと。
- ④ 個人的な利害に関わる行為を慎み、保護者間においては本会補佐及び支援活動を通じて円満な関係を保つこと。
- ⑤ 本会役員および指導現場に対する意見や疑問点は保護者代表を通じて行うこととし、保護者各自が勝手に振舞い、本会の統制を乱す行為は厳に慎むこと。
- ⑥ 喫煙については、会員を伴う場所においては禁止とする。
- ⑦ 指導者、会員を伴う場所(会合)においては、飲酒行為は禁止とする。
- ⑧ インターネット掲示板への書き込みは禁止とし、各種SNSへの書き込み等も同様とする。

第7章 付則

第23条

1 本会則は平成23年4月1日より施行する。

2 本会則に定めるものの他、本会の運営について必要な事項は役員会の決議をもって別に定める。

3 本会会則の改訂は、役員3分の2以上の同意をもって会長が決定する。

4 本会役員解任及び選任は役員3分の2以上の同意をもって行う。

5 本会の解散は役員4分の3以上の同意がなければできない。

2019年4月1日 改訂